

令和 7 年度 徳島県立文書館協議会 会議概要

I 日時

令和 7 年 9 月 11 日 (木) 午前 10 時から正午まで

II 会場

徳島県立文書館 2 階 講座室

III 出席者

【委員】

喜多三佳委員、衣川仁委員、須藤茂樹委員、田中佳委員、西本沙織委員、
船井由美子委員、別府優香委員、松山隆博委員 伊藤虎輝委員
(原田昌博委員は欠席)

【事務局】

山田正之館長、宮本三恵子副館長、金原祐樹課長補佐、横井尚徳主査兼係長、
嵐大二郎係長、関麻紀主任主事、春名紘彰主事

IV 会議次第

1 開会

2 館長挨拶

3 委員自己紹介・職員紹介

4 会長・副会長選任

5 議事

(1) 令和 6 年度事業実績について

(2) 令和 7 年度事業計画について

(3) その他

6 閉会

概要

■会長・副会長選任

委員の互選により、会長に衣川委員、副会長に須藤員を選任。

■議事

- (1) 令和6年度事業実績について
- (2) 令和7年度事業計画について
(事務局より説明)

○委員

今年も古文書仮面は活躍していますか。

○事務局

当館は古文書仮面というキャラクターがおり、公認のキャラクターではないが、赴任当時、このようなキャラクターがないと若年層に訴えられないと思い作成した。先に説明した「くずし字クイズ」は「古文書仮面からの挑戦状！」ということで、このキャラクターが出しているという形をとっている。また、去年、公文書管理条例ができたので、「古文書仮面」も作った。

○委員

こんな感じで、ざっくばらんに答えていただいているので、皆さんご意見お願いします。

○委員

今年度、初めて放課後児童クラブで出前授業をされたという話を大変興味深く伺った。
具体的にはどのようなことをされたのか。

○委員

鳴門市立撫養小学校の放課後児童クラブへ夏休みに来ていただいた。クイズ形式にして、児童の興味が湧くようなことをいろいろと質問された。「出前授業」を受けることは初めてなので、皆さん興味深く熱心に耳を傾けていた。

自分たちの住んでいるところは、撫養のちょうど中心地で歴史があり、塩田がすぐ近くにあった。今の子供たちが知らない景色をたくさん見せてくださった。

徳島の戦災時、焼け跡の写真をみせて「この燃えてしまったところは何だったと思いますか？」などと質問しながら、「こういうことがあったのだ」とそれぞれの児童にわかりやすく説明してくださったので戦争の悲惨さを実感しているようだった。

本を読むのが好きな児童は、よく答えていて、指導員が「あの子はいろいろなことに興味を持っているのだ」と指導員の知らないことを知る機会にもなったようだ。文書館の方が言われたのだが、「(子供たちの) 質問はすごく鋭い。我々には当たり前のことでも、子供は「こんなことがあった。今とは違う。」と。例えば、阿波踊りの踊り方についても「今は(手が) 上に上がっているけど、昔はこんな感じ」。

対象は小学3年生。私は(小さすぎて)わかるのかなと思っていたが、年齢に応じた講演をしてくださったので、私も勉強になった。

撫養小学校の校長先生へも声をかけたが、たまたま出張だった。講演してくださることを話すと、学校でもやってみたいと言われた。また、鳴門市全体の児童クラブの指導員の集会でも、撫養小学校ではこういうことをしたということを発表した。

○委員

燻蒸の改修期間は長いのか?

○事務局

燻蒸設備は、今ある設備を活かせる方法にした。ガスが変わるだけだが、今までエキヒュームSという薬品を使ったガスだったのに対して今度は炭酸ガス、二酸化炭素なんですけれども、二酸化炭素を使ったガスを注入するということになるので、濃度の調整であったり、計測する機械の部分を若干改修するということで、期間としては、それほど長くかかるようには聞いていない。実際改修を行うのは、年明け1~2月ぐらいを予定している。おそらく1か月以内に終わると思う。エキヒュームSはまだ残っているので、今あるものを使い切って、なくなるころに切り替えを行う計画としている。

○委員

炭酸ガスが、メインの動向というか、切り替えはその方法が多いのか。

○事務局

エキヒュームに代えて、どういうものを使うか館内で検討した。それにあたって全国に照会をかけ、どの館も同じ事情になるので、どのような代替策を検討しているかについて尋ねたが、特にこれといったものがない。各館それぞれの事情に応じてバラバラというのが実情。エキヒュームに代わる薬品を使うところや、炭酸ガスを使うところもあれば、冷凍して被害対策をしているところもあった。そういう機械を使わずに日常的な清掃・管理をする中で被害を防ごうというやりかた、掃除をしたり、虫のトラップを仕掛けたりして設備を使わないようなところもあった。決め手になるようなものはないようで、皆さん悩まれていると感じた。当館の方法として候補は2つ挙がった。1つは冷凍設備を設置して冷凍で処置をするという方法、そしてもう1つが既存の設備を使って、ガスを代えて燻

蒸する方法。後者にしたのは、冷凍の処置をする場合は、今ある設備を処分して、冷凍設備を設置することになるので、費用面で若干高くなる可能性がある。一方、既存の設備を使うと、ガスの交換だけなので、改修にかかる費用が冷凍設備を設置するより抑えられるのではないかということがあった。予算と実用性をみて、方法によって、どこまで生物被害が抑えられるかというのが変わってくる。例えば、エキヒュームSはカビを死滅させるところまでできたけれども、他のものは死滅させることは難しく、活動を抑えるところまでしかできない。冷凍にしても炭酸ガスにしても、メリットとデメリットがある。薬品を使うと環境面とか、人が（使用方法を）習熟しないと使いづらいというところがあるので、冷凍は冷凍庫に入れるだけというような簡単さがある。それらを比較した中で、既存の設備が使って、予算が抑えられ、扱いも簡単であろうということから、二酸化炭素による処理に落ち着いた。

○委員

徳島県の公文書等の管理に関する条例が施行されて1年と少し経つが、徳島市でも、もう少ししたら電子決裁のシステムなどが開始される。その中の項目として歴史的公文書であるかそうでないかを選ぶ欄があったりということで、市町村でも少しづつその決裁が歴史的公文書なのかどうか判断する必要性が出てくるのではないかと思っている。条例が施行されて1年半たって、移管は増えていると思うが、現場の方でうまく進んでいるか、問題はないのか気になった。それと、管理や保存講座は市町村の職員も対象があるので、その需要がこれからは増えてくるのではないかと思っている。施行されてどのような感じか。

○事務局

徳島県公文書等の管理に関する条例が令和6年4月1日に施行されて1年が経った。条例施行後の令和6年度中に作成・取得された文書については、翌年度から保存期間を起算することになるので、早いもの、1年保存の文書であれば、今年度末で保存期間が満了し、令和8年度から条例が適用された文書が移管されることになっているので、条例施行後に作成された文書は、来年度以降に選別や移管を進めていくという状況。今までには、廃棄予定の文書の中から文書館が選別をして移管していただいていたが、条例では、文書を作成・取得する所属が、文書を立案または取得して保存しようとしたときに、歴史公文書なのかどうかを判断しなければならないことになっている。そのため、現用文書の担当課である法制監察課が主体となって、条例についての職員研修や文書管理のスケジュールの体制を整えており、従来よりも徹底した形で廃棄文書の目録の作成などが確実に行われるようになってきている。文書館としても、これまでよりも選別する文書の数が増えているので、従来の選別の仕方では処理が仕切れなくなってくるため、少ない人数で時間をかけずに選別できるような方法を模索している。

移管される文書が増えてくる中、県では、電子決裁が、令和4年度時点で100%に近い数字になっているので、電子公文書が移管対象になってきている。電子公文書というのは、元々電子で作られているので、紙が存在しない、パソコンの中のデータでしか存在しないもので、それを文書館の方に移管してくるということになる。選別自体は、紙であっても電子であっても媒体が違うだけで選ぶ基準は同じであるが、移管の際、紙は実際持つてくるだけでいいが、電子は物体として存在しないので、そのデータをどのように持つてくるのか、また、持ってきたデータを、紙であれば棚に置くだけだが、電子の場合は、保存して、見ていただく時にも電子の状態で見ていただくようになるので、それをどのようにするのか、といったところで、昨年度、電子公文書を受け入れるためのシステムを構築した。実際に、今、移管の作業をしており、今後はそれを具体的に利用者の方に利用していただけけるような体制を整えていくことがこれから課題になっていく。今年度、約500万円ほど利用者向け機能のシステム構築の予算をとっている。

○委員

県が先行して色々されていると思うので、管理保存講座みたいなものが、これからすごく市町村の職員にとっても重要になってくるのではないかなど、まだ何もみんな市町村の職員は歴史的公文書とは何なのかというのがよくわかっていないと思うので、今後またご指導いただきたい。

○委員

公的文書を移管するかどうかは、まずは作成者の判断か。

○事務局

条例施行後は、そういうことになっている。作成者が移管すると決めたものについては、保存期間が満了したらそのまま移管されるようになる。ただし作成者が廃棄すると判断したものについては、従来通り文書館の方で改めて移管する必要があるかどうか判断し、移管の必要があるものを選別して文書館の方に移管する。2段階のような感じになる。

○委員

文書館の方としても、もう1度目を通すということになるんですね？

○事務局

そうです。

○委員

条例を作る段階で、利用者にとっては、システムの問題もそうだが、利用しやすくなるかもしれないけれど、こちら（文書館）の負担がちょっと増えるんじゃないかなという懸念がずっとあった。さっきのお話では模索中だということだが、その辺の措置とかに期待はできないのか。

○事務局

公文書の担当は、今2名で作業しているので、作業量がかなり増えているのは確か。移管、選別対象文書も増えている。加えて、条例施行後は、県庁や教育委員会など県関係の組織のほかに、今まで文書の移管等のやりとりがなかった警察本部や、地方独立行政法人（徳島県の場合、鳴門病院）、土地開発公社や住宅供給公社といった公社からも文書が移管されるようになる。そういうところの文書は県の行政機関などの文書とはまた若干性質が異なってくると思うので、その中から歴史公文書をどういう風に、基準は同じだが、どういうものがそれに当たるのかということが、今まで経験してなかった部分になってくるので、最初のうちは試行錯誤、検討しながらの作業になってくると思われる。人員は増員したいところで、要望はしているが、なかなか難しいというのが現状。

○委員

こちら（文書館）の工夫だけでちょっと解消できるものでもないと思うので、強く要望したいところ。是非お願いします。

（3）その他

（文書館改修工事について事務局より説明）

○事務局

冒頭の挨拶の中で申し上げ、また、担当の方からも今年度の事業として改修工事のことについてお話しさせていただいた。詳しく説明申し上げる。

先般の台風で雨漏りを心配したという話をさせていただいたが、数年前から展示室等々複数箇所で雨漏りがあった。特に2年前、令和5年8月の台風。自分の記録で見てみたところ、確かに徳島県に上陸したわけではなかったと思うのだが、その時に収蔵庫で雨漏りが発生したというようなところ。こういうこともあり、今年度から改修工事を行うことになった。

冒頭で「長寿命化」ということを申し上げた。御存知の方もいると思うが、文化の森でいうと図書館がすでに終わっているわけだが、その一環。

内容としては、屋上・外壁の防水工事、それから講座室、展示室、閲覧室といった2階部分と収蔵庫の内装、建具の修繕が予定されている。

スケジュールとしては、昨日、業者、担当課との1回目の打ち合わせを行ったところ、10月に着工し、工期は約10か月、令和8年7月上旬竣工予定ということになっている。

工事による館への影響については、屋上と外壁の防水工事を行うので、資料の養生が必要となる。具体には、また業者との打ち合わせが今後生じてくるので、変わってくる可能性もあるが、現段階の計画では、資料の養生をする関係で11月からしばらくの間、資料の出し入れができないという可能性がある。また、内装工事について、今年度事業のところで申し上げた旧制中学校展を、10月から年明け1月までの予定としているが、これが終わった後で2階部分の内装工事にかかる予定となっている。この内装工事にかかると、年明け1月末から竣工までの間、閲覧室、展示室、講座室の使用ができなくなることが考えられる。そのため、第75回の企画展は図書館のスペースをお借りするということを計画している。今後業者の方で具体的な工事計画を詰め、相談していくので、具体的な作業工程等決まれば、HP等でお知らせしていきたいと考えている。

委員の皆さんも含め、利用者の方々には、長期にわたり文書館の利用が制限されるので、ご迷惑をおかけすることになるが、県民にとっても貴重な財産である史料を確実に保存していくために必要な工事であるため、ご理解・ご協力をお願いしたい。

○委員

ただ今の説明について質問は？

○委員

収蔵庫、資料は動かさずに済むということか。

○事務局

資料を動かすということになると、費用と労力がかかるので養生する予定。

○委員

先ほどいただいたチラシにも改修工事が予定されていることが書いてある。こんな風にHPでもアナウンスするのか。

○委員

では、予定していた議事は以上だが、その他、文書館の活動の全般に関することなどご意見がありましたら。

○委員

10ページに書かれている令和7年度の歴史講演会。計画中というのは、どういう内容なのか。もう少し具体的に何かあれば。

○事務局

講師の選定も含めて、まだ今年度の具体ができない。

○委員

昨年度は水の話だった。ちょうどそういう風なテーマを考えている背景とか、こんな方向性で今年度はやりたいというはあるのか。

○事務局

昨年度の先生は当館の史料をよく使っていただいていたというご縁があったということもありオファーをさせていただいた。特にこちらがテーマを決めてから講師を選んでいるというよりは何人かをピックアップしてという感じ。

○委員

文書館は、まず史料で語っていくということが大事。やはり、県民の歴史に対するニーズというか、ニーズにもいろんなレベルとか段階があるが、こういうものでP Rしたいという、コンセプトをしっかりと持ってやっていただきたい。

○委員

教育普及的なことで一つ二つ。

一つは、古文書補修ボランティアの活動は素晴らしいと思っているが、多分、折に触れてやっていると思うが、そういった補修ボランティアの活動を含めて、資料の保存などの展示も定期的に。展示でなくてもいいと思うが、そういう成果や公開を含めて、展示とか普及事業をしていただけるとよい。ボランティアにとってもそれが励みになると思うので、是非お願ひできたらと思う。

もう一つは、フェスティバルのようなときに、どうしても文書館の場合は子供の対応が難しいということで苦慮されていると思う。徳島の歴史パズルというものがあったと思うが、これはどんなものを題材に歴史パズルを作っているのか？

○事務局

当館が収蔵している鮮やかなデザインの引札や古い絵図、古い写真が掲載されている絵葉書を、大きく引き伸ばして、それをバラバラに切ってパズルを作っている。

○委員

なかなか古文書だと難しいと思うが、そういった絵図とか、引札、古写真、そういうものをうまく使っていきながら。一つ大事だと思うのは、私も城博（徳島城博物館）にいたのだが、イベントがイベントで終わらないように是非していただけたらと思う。パズルを使いながら歴史をきちんと伝えていけるような内容に。逆に解説が多すぎると聞いてもら

えないでの、どういう風に端的に、「これを持って帰ってもらいたい。」というような内容を伝えたらいいかなと思っている。それと、一つ思ったのが、図書館では読み聞かせをしていると思うが、例えば、古文書とかいろんなものを題材にして、何かお話を作って、手間はかかると思うが、その読み聞かせをするとか、あと紙芝居みたいなのを古文書とかを題材にして。事件があつたり、怪異的な現象が出てきたりとか。昔の新聞なんか見ると、確かに昔の徳島新聞の前身を見ると、海陽町かあちらの方で、尻尾が山芋になった話みたいなのが確かにあったと思うが、そういう話を使って。かなり加えないといけないことが増えるので、そこまで文書館がやるのかっていうところはあるかと思うが、そういう何か子供に近づけるような催し物を作つてはどうかと思った。

○事務局

補修ボランティアについては、その方々の実績をミニ展示として、部屋の前にある少し広い空間で、何度かさせていただいたことはある。無償でしていただいているが、そういうことでしかお礼ができない。ここ1、2年で見てなかいので、また実施したい。

○委員

改修工事、結構お金がかかって大変な事業だと思う。この流れでは非、収蔵庫の拡張みたいなのまで。なかなか厳しい話ではあると思うが、やはりそこも大事なところと思う。最近インターネット上では、生成AIであつたり、デジタルの情報の信ぴょう性がだいぶ疑われてくるような事態がそろそろ発生してくる頃合いになってくると思う。現物があるという重みを、文書館や博物館、美術館も同じだが、モノをきちんと保管するというような重大性を改めて認識しなければいけないと日ごろ感じている。並大抵の問題ではないと思うが、収蔵庫、モノを守っていくというような方針を今まで通り守つていただいて、何とかこぎつけていただけると非常にありがたいし、これからも徳島県内だけでなく日本にとっても非常に有益なことであると思う。

○委員

本当におっしゃる通りだと思う。もうすでに相当な努力をなさっていると思うが、この機会に、そういう風になればよい。応援しているし、協力できればと思っている。ぶっちゃけ難しいか？

○委員

実際のところ、今の収蔵の状態で向こう何年ぐらい？

○事務局

もう、ひつ迫しております。

○委員

ですよね。

○事務局

文書館だけではなく博物館、美術館も含めて文化の森全体の問題だと思うが、いただいたご意見も伝えて、どうにか要求していきたい。

○委員

すごく要求してたという風に是非言ってください。

○委員

ダメでもし続けないとしようがないことだと思います。

○事務局

かなり前からこの問題というのはこちらにあると思うが、実現に向けて粘り強く要望してまいります。

○委員

他の委員はいかがですか？なんでも結構です。

○委員

初めてだったので、濃い議論を聞かせていただき大変勉強になった。

私は電子公文書の保存に関心を持っている。たくさん出てくるものを、こちらだけで判断することはすごく難しいので、ある程度その文書作成者の方にちょっと頑張ってもらうところはできないのかなと。例えば、その公文書はその保存期間だけではなくて永久保存するものにしても公開できるかどうかはまた別で、個人名など入っていたらその方がお元気で活動しておられる間は公開できないとか、そんなこともあるかもしれない。この文書は永久保存だと思うけれども、公開は20年経たないとダメとかそういう判断を現場でしていただきたい、もちろん文書館の方で専門的なご意見あっていいと思うが、そういう判断部分を作成現場に移せるようなことがあってもよいのかなと思った。

○委員

負担軽減もそうですけど、現場の方にも学んでいただけるか、そういう風に実践していくのもいいかもしれませんね。

○委員

四国大学の学生で、古文書を勉強させていただいている。工事の話で、11月ぐらいから着工され、文書館の資料の出し入れができなくなるというのは・・・。

大学で博物館実習以外で史料を使うことは貴重で、僕も去年ぐらいから文書館で古文書講座に参加させていただいているので、またその期間が空いてそうなので、調べられるとかそういうのが、ちょっと・・・。

○委員

その期間、勉強に支障が出ちゃうかもしない。

○委員

そうです。

○委員

古文書の実物を出してみていただくことは、ちょっと難しくなるかもしれないけど、代替というか。

○委員

そうですね。

○事務局

データ化されているものは、お見せできるかと思うが、すべてのものはできていないので、今これがいるという方々へはご不便をかける。

○委員

では、ご意見も出尽くしたようですので、これをもちまして本日の議事を終わります。